様式第9号の2（第16条第1項関係）

時間外労働 休日労働 に関する協定届

労働保険番号	2610301838400□□□□ 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 一括事業場番号
法人番号	5130001039763

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
一般労働者派遣事業、業務請負事業	株式会社アビリティセンター	（〒610-0121） 京都府城陽市寺田正道9 番地1 1 （電話番号：0774-52-7619）	令和 7年10月 1日から1年

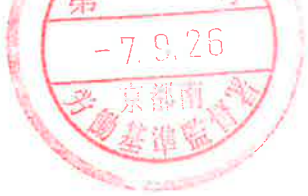
時間外労働

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定労働時間（1日）（任意）	延長することができる時間数 1日 法定労働時間を超える時間数	1日 所定労働時間を超える時間数（任意）	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） 法定労働時間を超える時間数	1箇月 所定労働時間を超える時間数（任意）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで） 法定労働時間を超える時間数	1年 所定労働時間を超える時間数（任意）
									起算日（年月日） 令和 7年10月 1日	
① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注、納期変更等	製造補助	5人	8時間	5時間		45時間		360時間	
	臨時の受注、納期変更等	労働者の管理・事務	2人	8時間	3時間		45時間		360時間	
	臨時の受注、納期変更等	ピッキング・運搬	9人	8時間 時間	5時間 時間		45時間 時間		360時間 時間	
	臨時の受注、納期変更等	運搬・仕分け	4人	8時間	5時間		45時間		360時間	
	業務の集中、決算業務等	一般事務	3人	8時間	5時間		45時間		360時間	
	臨時の受注、納期変更等	食品製造補助	10人	8時間	3時間		45時間		360時間	
	顧客の集中、業務過多等	食料品販売	10人	8時間	3時間		45時間		360時間	
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										

休日労働

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
臨時の受注、納期変更等	製造補助	5人	毎週日曜日他	1箇月に2日	8:30 ～ 17:30
臨時の受注、納期変更等	労働者の管理・事務	2人	月8日～9日	1箇月に2日	9:00 ～ 18:00
臨時の受注、納期変更等	ピッキング・運搬	9人	毎週日曜日他	1箇月に2日	8:00 ～ 17:00 13:00～22:00 他
臨時の受注、納期変更等	運搬・仕分け	4人	月8日～9日	1箇月に2日	8:00 ～ 17:00 20:00 ～ 5:00 他
		人			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☑
（チェックボックスに要チェック）



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	1日（任意）		1箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）				1年（時間外労働のみの時間数 720時間以内に限る。）		
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数（6回以内に限る。）	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	起算日（年月日） 令和 7年10月 1日		
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）		延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
通常の業務量を大幅に上回る業務が集中したときその他特別の事情がある場合	製造補助	5人	6時間		6回	60時間		25%	500時間		25%
通常の業務量を大幅に上回る業務が集中したときその他特別の事情がある場合	労働者の管理事務	2人	6時間		6回	60時間		25%	500時間		25%
通常の業務量を大幅に上回る業務が集中したときその他特別の事情がある場合	ピッキング運搬	9人	6時間		6回	60時間		25%	500時間		25%
通常の業務量を大幅に上回る業務が集中したときその他特別の事情がある場合	運搬・仕分け	4人	6時間		6回	60時間		25%	500時間		25%
通常の業務量を大幅に上回る業務が集中したときその他特別の事情がある場合	食品製造補助	10人	6時間		6回	60時間		25%	500時間		25%
通常の業務量を大幅に上回る業務が集中したときその他特別の事情がある場合	食料品販売	10人	6時間		6回	60時間		25%	500時間		25%
通常の業務量を大幅に上回る業務が集中したときその他特別の事情がある場合	一般事務	3人	6時間		6回	60時間		25%	500時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	（該当する番号）⑦	（具体的内容）心とからだの相談窓口の設置									

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☑（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日 2025年 9月 10日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 リーダー 氏名 保野 哲男

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（社員の互選による選出）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☑（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☑（チェックボックスに要チェック）

2025年 9月 10日

使用者 職名 代表取締役 氏名 吉村 和紀

京都南 労働基準監督署長殿

京都府社会保険労務士会 第26000007
提出代行者岡本 勝人 TEL:0774-55-2251

受付 -7.9.26 京都南 労働基準監督署